

研究会・研修会等参加報告書

令和元年 11 月 20 日

天童市議会議長 様

氏名 狩野 佳和



下記のとおり、研究会・研修会等に参加してきましたので報告します。

研修会名	『我が国が直面する学校統廃合特別講座』 医学博士/MBA 宮本 正一 氏
日 時	令和元年 10 月 31 日 14 時 00 分～16 時 30 分
場所・会場	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター
参加議員名	狩野 佳和 1 名
全体参加者数	全国各地都市から 20 名位
内 容 等	『我が国が直面する学校統廃合特別講座』 医学博士/MBA 宮本 正一 氏 ※ 詳細は別紙の通り

## ● 『我が国が直面する学校統廃合特別講座』

医学博士／MBA 宮本 正一 氏

### 1. プロフィール

#### (1) 経歴

- ① 1967年大阪府生まれ
- ② ボストン・ウェントワース工科大学卒業後、
- ③ 神戸大学経営大学院でMBA（経営学修士）取得
- ④ 大阪市立大学大学院医学研究科で医学博士号（公衆衛生学）取得
- ⑤ 現在は「日本公共経営研究所」代表
- ⑥ 著書：「サービス産業経営論（第7章自治体の経営）」（税務経理協会）

#### (2) 政治プロフィール

- ① 平成7年27歳で寝屋川市議会議員選挙に無所属で初当選。
- ② 5期20年在任中に第54代市議会議長を務める。
- ③ 橋下とおる氏の大阪府知事選挙をはじめ、12の選挙対策本部事務局長を務める。

#### (3) 選挙経歴

- ① 市議選5期当選（本人：波乱万丈）1期目10位、2期目5位、3期目6位、4期目14位、5期目3位、勝ち5／5
- ② 樫原市議選（他候補）勝ち1／1
- ③ 大阪府議会議員2回、京都府議会議員選挙1回、勝ち2／3
- ④ 知事選2回、大阪府知事選挙1回（橋下とおる）茨城県知事選挙1回 勝ち1／2
- ⑤ 首長選挙（選対事務局長＋本人）寝屋川市長選2回（本人1回）、松原市長選1回、四条畷市長選1回、太子町長選1回、勝ち3／5
- ⑥ 国会議員選挙（選対事務局長）衆議院議員選挙1回 価値0／1
- ⑦ トータル12／17（勝率70.59%）

### 2. 学校統廃合

#### (1) 何故に、統廃合するのか

（通知）公立小中・学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について  
平成27年1月27日 文部科学事務次官 山中 伸一

- 学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えにふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。
- このため、文部科学省ではこれまで、学校教育基本法施行規則（昭和22年文部省令第11号）41条、第79条及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法

律施行令（昭和33年政令第189号）第4条により、公立小・中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示すとともに、「公立小・中学校の統合方策について」（昭和31年11月17日付け文初財503号）「学校統廃合の手引き」（昭和32年）及び「公立小・中学校の統廃合について」（昭和48年9月27日付け文初財431号）を発出すること等をもって、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきたところです。

- しかしながら近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。
- このような中、公立小・中学校の設置者である市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。
- その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられる。
- このことから、文部科学省においては、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存続する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導、助言、援助を行う際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（以下「手引」という）を別添のとおり策定しました。
- 各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会において手引が積極的に活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう、手引について域内の市町村教育委員会に遺漏なく周知を行うとともに、手引の6章に記載している都道府県の役割を参考としつつ、市町村教育委員会に対する必要な指導、助言又は援助に取り組まれるようお願いいたします。
- また、手引の3章（1）において、学校統合の検討に際して設置者が留意すべき点として、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律162号）の改正により新設された総合教育会議の活用等を含めた首長部局との緊密な連携について記載していることを踏まえ、手引について域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いいたします。
- 各国公私立大学長におかれましては、手引の3章（4）において、学校統合に関して設置者が留意すべき点として、地域の大学等との連携について記載している旨を御了知の上、市町村や都道府県から相談等が寄せられた場合には、地域における知の拠点として、可能な限りのご協力をお願いいたします。なお、本通知及び手引の策定をもって、「公立小・中学校の統合方策について」（昭和31年11月17日付け文初財503号）、「学校統合の手引」（昭和32年）及び「公立小・中学校の統合について」（昭和48年9月27日付け文初財431号）は廃止します。



(2) 学校の適正規模・適正配置・関係法令

① 学校教育法（昭和22年文部省令第26号）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるために必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

② 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第49条において準用

※昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はない。）

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律（昭和33年法律第81号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 1/2

● 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第四条 法第三条第一項第四号の適切な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね12学級から18学級にまでであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二項に掲げる条件に適合するものとみなす。

(3) 学校数と生徒数の推移、

① 学校数と生徒数（学校基本調査より）

	小学校数(校)	児童数(万人)	中学校数(校)	生徒数(万人)
昭和23年			15,326	
昭和32年	26,755			

昭和33年		1,349		
昭和37年				703
昭和56年		1,182		
昭和59年	24,822			
昭和61年				589
平成4年			10,596	
平成25年	20,836	656	9,784	326

#### (4) 学級規模別校数から分かること

- ① 20,836の小学校の多くは12学級以下で6～8学級が一番多い。
- ② 9,784の中学校の多くは12学級以下で3～4学級が一番多い。
- ③ 児童生徒のピークの昭和33年昭和37年と平成25年を比べると児童生徒数が半減しているのに、校数比較では、小学校は4/5程度、中学校は2/3程度になっているものの、半分になっていない。全国では小規模の小・中学校が多く存在する。
- ④ 小・中学校の統廃合はできるものなら直ぐにもできるはずだが、統廃合は容易でないことが判断できる。

#### (5) 廃校の活かし方

- ① 直営 寝屋川市
  - ・池の里小学校⇒池の里市民交流センター「池の里クラブ（総合型地域スポーツクラブ）に一部無償賃貸」
  - ・明德小学校⇒中核市に移行後、教育研修センター
- ② 無償賃貸 南あわじ市
  - ・灘小学校⇒アグリミュージアムNADA（ミニトマト栽培）
  - ・㈱エコリカルが市と30年間無償賃貸契約
- ③ 有償賃貸 大東市
  - ・深野北小学校⇒アクティブ・スクエア・大東（子どものあそび場、市民の広場）
  - ・㈱アクティブ・スクエア・大東（第3セク）と市が有償賃貸契約
- ④ 売却 淡路市 売却額2億5千万円
  - ・野島小学校⇒のじまスコーラ（レストラン、宴会、お土産、BBQ、動物園）
  - ・㈱パソナふるさとインキュベーションが完全民営化

成果等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校の統廃合は、学校教育法第38条と学校教育法施行規則第41条があるので、それに適合するようにしなければならない。</li> <li>2. 戦後昭和33年の人口から児童生徒数が半減している昨今、同時に学校も減らさなければならないのは分かっているが、首長選挙の争点にもなるようなもので統廃合は一筋縄ではない。</li> <li>3. 廃校にした校舎の跡地の活用方法は様々だが、</li> </ol>
市政の課題への参考等	<p>●まとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本市においては、未だ複式学級にはなっていないが、将来は起こり得る課題であり、その後の合併も他人ごとではない。</li> <li>2. 教育は費用対効果では片付けられる問題でなく、これからも研究していかなければならない。</li> </ol>
その他	

様式第11号 (2/2)